

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会定款第28条の規程に基づき、この法人の役員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 この法人は、常勤の役員に対して、その職務執行の対価として、報酬及び期末手当を支給する。

2 非常勤役員には、報酬を支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、会員以外から選出された非常勤役員（以下「員外役員」という。）には、報酬を支給することができる。

4 常勤役員の報酬は月額とし、員外役員の報酬は理事会及び監査（以下「会議」という。）への出席の都度定額を支給する。

5 役員には、退職金は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 前条に定める常勤の役員の報酬等は、役員1名当たり年額550万円の範囲内で理事会で定めるものとする。

2 員外役員の報酬は、会議への出席1回（同日に複数の会議が開催される場合も1回として算定する。）につき1名当たり1万円とする。

(報酬等の支給)

第4条 常勤の役員の報酬等は、職員の給与及び期末手当の支給日に同じ方法で支給する。

2 員外役員の報酬は、その全額を現金で直接支給するものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その額を控除して支払うものとする。

3 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の設立の登記の日から施行する。

付則

この規程は、平成26年5月28日から施行し、平成26年度分の役員報酬から適用する。

付則

この規程は、平成30年5月24日から施行し、平成30年度分の役員報酬から適用する。